

魚津市告示第129号

魚津市支援調整会議設置運営要綱を次のように定める。

令和8年5月13日

魚津市長 村椿 晃

魚津市支援調整会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の規定に基づく生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、魚津市支援調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援計画（以下「プラン」という。）案の適切性
- (2) 支援内容と支援提供者の役割
- (3) プラン終結時等の評価
- (4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者の自立支援に関すること

(組織)

第3条 会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

- 2 総括者は、魚津市民生部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときには、総括者があらかじめ指定する構成員がその職を代理する。
- 4 構成員は、別表に定める機関の関係者とする。

(会議)

第4条 会議は、総括者が招集する。

- 2 会議は、原則月1回開催するものとする。
- 3 総括者は、前項の規定にかかわらず、緊急に会議を開催する必要があると認めるときは、前条に掲げる構成員のうち必要な者のみを招集し、開催することができる。
- 4 総括者は、会議に必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 会議及び会議の資料は非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 構成員及び前条第4項の規定により会議に出席した者（以下「構成員等」という。）は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

2 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、魚津市民生部社会福祉課が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 魚津市社会福祉協議会 | 地域福祉課 |
| 2 | 魚津公共職業安定所 | |
| 3 | 魚津市民生部社会福祉課 | |